

手数料返戻金制度

当社の紹介により採用決定者が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者に返還致します。

返戻条件	返戻額
入社日より 30日以内に退職した場合	手数料の 8 0 %に相当する額
入社日より90日以内に退職した場合	手数料の 5 0 %に相当する額
入社日より180日以内に退職した場合	手数料の 2 0 %に相当する額

但し、求人者の採用決定者に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料を返還しないこととする。